

## お知らせ掲示板

### くらし

#### 証明書コンビニ交付サービス休止

期【休止日】2月1日(土)、6日(木) / 終日 因システムメンテナンスのため、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを休止します 因住民票の写し(本人・世帯全員・世帯の一部)、印鑑登録証明書、市県民税(所得・課税)証明書、戸籍全部事項・個人事項証明(戸籍謄本・抄本) (地域政策課 ☎328-2067)

#### 熊本市国民保護計画の変更

因国の国民の保護に関する基本指針の改正や、熊本県国民保護計画の変更に伴い、熊本市国民保護計画の変更を行いました。

##### 【主な変更内容】

- ①「避難に当たって配慮すべき事項」の箇所に、平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記。
- ②「避難施設の指定」の箇所に、都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮することおよび避難施設の収容人員を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記。
- ③「訓練」の箇所に、地下への避難訓練やさまざまな情報伝達手段を用いた訓練等を例示として追加。
- ④災害対策基本法に基づく地域防災計画との整合性を考慮した変更。  
熊本市国民保護計画(改訂版)および変更の概要については、市ホームページへ。  
(危機管理防災総室 ☎328-2490)

#### 三山荘、東部交流センターの休館

因東部環境工場の定期保守点検に伴い、下記の期間は休館します。

##### ■三山荘(☎380-7120)

期 2月3日(月)～3月2日(月)

##### ■東部交流センター(☎349-0888)

期 2月16日(日) ※前日は午後5時閉館 ※足湯、シャワーは2月3日(月)～3月2日(月)まで利用できません。

詳しくは、各施設または東部環境工場(☎380-8211)へ。

#### 東部環境工場の大型ごみ受入を停止します

期【停止期間】2月24日(振休)～3月4日(水) 因破砕機定期保守点検のため、燃やす前に破砕する必要がある大きなごみは受け入れできません。期間中の大型ごみは西部環境工場へ ※通常のごみは受入可能

詳しくは、廃棄物計画課(☎328-2359)または東部環境工場(☎380-8211)へ。

#### 桜町・花畑周辺地区オープンスペースの愛称に関する市民投票

期 2月3日(月)～28日(金) 因桜町・花畑周辺地区オープンスペース〔(仮称)花畑広場・シンボルプロムナード・辛島公園・花畑公園の総称〕の愛称を決定するための市民投票。愛称候補4案のうち、最もいいと思う愛称に投票してください【投票方法】2月28日までに、市ホームページから直接投票または、都市整備景観課・区役所(中央区を除く)等に設置もしくは市ホームページに掲載の投票用紙で投票ください。投票用紙は持参または郵送、ファクス(351-2182)またはメール(toshiseibikeikan@city.kumamoto.lg.jp)で都市整備景観課へ

(都市整備景観課 ☎328-2537)

#### 第31回 熊本アートパレード 出品作品受付

無料

期 2月29日(土)、3月1日(日) 各午前10時～午後5時 場 市現代美術館ギャラリーI 因テーマ①「とつけむにゃあ!」②「2020」③「理由とかはないです」の中から選択方式。要項等を確認の上申し込みください 因15歳以上(中学生を除く)の市内在住・在勤・在学者・熊本市出身者

詳しくは、市現代美術館ホームページへ。  [こちらから!](#) (市現代美術館 ☎278-7500)

#### 「東京2020協賛ジャンボ宝くじ」等の発売

期 2月3日(月)～28日(金) ※抽せん日:3月6日(金) 場 全国の宝くじ売り場 因【当せん金】1等2億円、1等の前後賞各5千万円、2等500万円。東京2020協賛ジャンボミニ(1等賞金2千万円)も同時発売 買 1枚300円

詳しくは、宝くじ売場または宝くじ公式サイトへ。ぜひ、熊本県内の宝くじ売場でお買い求めください。  
(財政課 ☎328-2085)

#### 大好きな熊本で結婚しませんか?

因熊本市結婚世話人(マリッジサポーター)が熊本で結婚したい方をサポート。出会いのきっかけのひとつとして、結婚世話人(マリッジサポーター)へ相談してみませんか 因おおむね50歳まで 申 市ホームページを確認の上、メール(kodomoseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で子ども政策課へ

 [熊本市結婚世話人事業](#) [検索](#)  
(子ども政策課 ☎328-2156)

#### 女性人材リスト登録者募集

因市の政策や方針に関わることを、講師として活躍していただくことを目的に、「熊本市女性人材リスト」を作成しています 因市内在住または在勤の20歳以上で、①～④のいずれかに該当する方。①国家資格や専門的知識を持つ方(弁護士、公認会計士等の専門的技術保有者)②公的機関(国、地方自治体)で審議会委員の経験がある方③講演活動(講師やパネリスト等)、執筆活動等の経験がある方④市政や地域の発展に貢献したい方など 申 市ホームページより登録票をダウンロードし、必要事項を記載の上、持参または郵送、メール(danjokyoudou@city.kumamoto.lg.jp)で男女共同参画課へ

(男女共同参画課 ☎328-2262)

#### 「つながりの森づくり」補助金

因住宅や事業所の植栽に補助金を活用しませんか 因①～③のいずれかに該当する方。①個人の住宅または共同住宅の敷地に、植栽面積10㎡以上の規模で樹木の植栽をする方/最高5万円②事業所の敷地に植栽面積15㎡以上の規模で樹木の植栽をする方/最高30万円③生垣を延長5m以上設置する方/ブロック塀撤去:最高5万円・生垣:最高7万円  
(環境共生課 ☎328-2352)

#### ポリ塩化ビフェニル(PCB)が含まれた蛍光灯の安定器にご注意!

因高濃度PCBが含まれる蛍光灯の安定器および汚染物等の処分期間は令和3年(2021年)3月31日までです。期限を越えて使用することは法令で禁止されていますので、処分期間内での計画的な処分をお願いします。

詳しくは、市ホームページ「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理期限が迫っています!」へ。  
(事業ごみ対策室 ☎328-2365) 

#### 令和元年度(2019年度)第1回 熊本市客引き行為等対策審議会の傍聴者募集

期 2月5日(水) 午後2時～3時 場 市庁舎4階モニター室 因熊本市客引き行為等対策の取り組みについて 定 10人 申 当日直接会場へ  
(生活安全課 ☎328-2397)

#### やめよう! 運転中のスマートフォン・携帯電話等使用

近年、運転中にスマートフォン等の画面を注視していたことに起因する交通事故が増加傾向にあり、「ながらスマホ」が社会問題となっています。

運転しながらのスマートフォン等の注視・通話やカーナビゲーション装置等の注視は、画面に意識が集中してしまい、周囲の危険を発見することができません。歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

また、昨年12月より運転中にスマートフォンを使用する「ながら運転」の厳罰化を盛り込んだ改正道路交通法が施行されました。運転中のスマホ等利用に対する罰則の概要は以下のとおりです。

【携帯電話使用等(交通の危険)】①罰則1年以下の懲役又は30万円以下の罰金②基礎点数6点

【携帯電話使用等(保持)】①罰則6月以下の懲役又は10万円以下の罰金②反則金 大型車2万5千円、普通車1万8千円、二輪車1万5千円、原付車1万2千円③基礎点数3点

### 太陽光発電に関するトラブルにご注意を!

太陽光発電の余剰電力を10年間、固定価格で買い取る制度が昨年11月以降順次満了していることに伴い、蓄電機器販売の契約トラブルや不適切な勧誘などが、発生することが予想されます。

消費者トラブルで困ったら一人で悩まず、まずは消費者センターにご相談ください。(相談受付は平日午前9時～午後5時)

(消費者センター ☎353-2500)

### 熊本市役所本庁舎に関する市民説明会

| 区   | 昼・夜 | 日程       | 開始時間  | 会場            |
|-----|-----|----------|-------|---------------|
| 中央区 | 昼   | 2月8日(土)  | 午前10時 | 市庁舎14階大ホール    |
|     | 夜   | 2月3日(月)  | 午後7時  |               |
| 東区  | 昼   | 2月9日(日)  | 午前10時 | 東区役所3階すこやかホール |
|     | 夜   | 2月5日(水)  | 午後7時  |               |
| 西区  | 昼   | 2月1日(土)  | 午前10時 | 西部公民館会議室A     |
|     | 夜   | 2月4日(火)  | 午後7時  |               |
| 南区  | 昼   | 2月2日(日)  | 午前10時 | アスパル富合研修室     |
|     | 夜   | 2月6日(木)  | 午後7時  |               |
| 北区  | 昼   | 2月15日(土) | 午前10時 | 植木文化センター研修室   |
|     | 夜   | 2月7日(金)  | 午後7時  |               |

※説明会の時間は約1時間を予定

※お住まいの住所に関わらず、どの会場でも参加可

内容 本庁舎整備に関するこれまでの議論の内容と今後の方向性について住民の皆さんに説明します  
内容など詳しくは、市ホームページへ

申込 当日直接会場へ

(政策企画課 ☎328-2035) 

### くらしの中の人権 75

#### ホームレスの人たちの人権

ホームレスは、社会経済情勢の影響を受けた倒産、失業などさまざまな理由により、住居を失い生活がなりたたなくなってしまう、やむなく路上生活などをされている人々のことです。

1990年代後半に、ホームレスを暴行する事件などの社会問題が起きたことを発端として制定された、国のホームレスの人々への自立を支援することを目的とした自立支援策により、ホームレスの人たちの数も減少してきています。

平成27年度から、生活困窮者自立支援法が施行され、熊本市ではホームレスの方も含めた生活困窮者の方への相談窓口を設置しています。

ホームレスの方が居住等の相談を希望された場合は、生活自立支援センター(☎328-2795)などの相談窓口へご連絡ください。

ホームレスの人たちへの差別や偏見をなくし、生活困窮からの脱却を支援しましょう。

(人権推進総室 ☎328-2333)